

別表第10（第71条関係）

評価書の構成基準

第1 評価書の構成

次に掲げる事項について、次に掲げる順序に従い記載すること。

- 1 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 対象事業の名称及び種類
- 3 対象事業の内容の概略
- 4 環境に及ぼす影響の評価の結論
- 5 環境影響評価手続の経過
- 6 対象事業の目的及び内容
 - (1) 目的
 - (2) 内容
 - (3) 施工計画及び供用の計画
 - (4) 環境保全に関する計画等への配慮の内容
 - (5) 事業計画の策定に至った経過（計画段階環境影響評価を実施した場合は、その結果の反映内容を含む。）
- 7 環境影響評価の項目
- 8 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価

次に掲げる事項について、環境影響評価の項目ごとに記述すること。

 - (1) 現況調査
 - (2) 予測
 - (3) 環境保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）
 - (4) 評価
- 9 当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域を管轄する特別区又は市町村の名称及びその地域の町名
- 10 評価書案の修正の経過及びその内容（評価書案を作成した場合に限る。）
- 11 条例第49条第1項の規定により知事が定めた事業段階関係地域又は条例第58条第3項の規定により事業段階関係地域とみなされた地域
- 12 条例第57条第1項の規定により作成された評価書案審査意見書に記載された知事の意見又は条例第33条第1項の規定により作成された特例環境配慮書審査意見書に記載された知事の意見
- 13 条例第54条において準用する条例第18条第1項の意見書及び条例第54条において準用する条例第19条第1項の求めに応じて提出された事業段階関係区市町村長の意見の概要並びにこれらについての事業者の見解又は条例第35条において準用する条例第18条第1項の意見書及び条例第35条において準用する条例第19条第1項の求めに応じて提出された計画段階関係区市町村長の意見の概要並びにこれらについての事業者の見解
- 14 条例第56条第2項において準用する条例第20条第3項の規定により記録された都民の意見を聴く会の意見の概要又は条例第32条第2項において準用する条例第20条第3項の規定により記録された都民の意見を聴く会の意見の概要
- 15 調査計画書の修正の経過及びその内容（調査計画書を作成した場合に限る。）
 - (1) 修正の経過

- (2) 条例第46条第1項の規定により作成された調査計画書審査意見書に記載された知事の意見
- (3) 調査計画書に対する条例第45条において準用する条例第18条第1項の意見書及び条例第45条において準用する条例第19条第1項の求めに応じて提出された周知地域区市町村長の意見の概要

16 その他

- (1) 対象事業に必要な許認可等及び根拠法令
- (2) 調査等を実施した者の氏名及び住所並びに調査等の全部又は一部を委託した場合にあつては、その委託を受けた者の氏名及び住所(いずれも法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (3) 評価書を作成するに当たつて参考とした資料の目録

第2 評価書の体裁

- 1 用紙の規格は、原則として日本産業規格A列4番によること。
- 2 横書き、左とじとすること。